

■第6節 特定保険医療材料料

(令8.3.5 厚生労働省告示第69号)

区 分	点数(点)	注 釈
D600 特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数	注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。